

指定管理者制度の運用方針について

1 指定管理者制度の概要

指定管理者制度については、「公の施設」の管理について、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正に伴い創設された制度である。

2 本市の現状等

本市における「指定管理者制度」の導入については、平成17年6月に「常滑市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」を公布施行し、平成18年度から15施設に制度を導入（平成20年度末まで）、以降、5年ごとに更新・切替えを行っており、平成30年4月現在、13施設で導入している。

常滑市における指定管理者制度導入の経緯

平成15年6月	地方自治法の一部改正(9月施行)
平成17年6月	「常滑市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」施行
平成18年4月	15施設に指定管理者制度を導入(期間3年)
平成21年4月	18施設に指定管理者制度を導入(期間3→5年)
平成26年4月	13施設に指定管理者制度を導入(期間5年、利用料金制・自主事業の積極的導入)
平成28年4月	りんくう海浜緑地の指定管理者制度導入(期間3年・納付金)

制度導入施設一覧(平成30年4月現在/13施設)

No.	施設名	選定方法	指定管理者	料金の取扱い	自主事業	担当課
1	登窯広場	公募	常滑市観光協会常滑支部	-	あり	商工観光課
2	廻船問屋瀧田家	公募	常滑市観光協会常滑支部	利用料金	あり	商工観光課
3	観光プラザ	任意	常滑市観光協会	利用料金	あり	商工観光課
4	小脇公園	任意	小鈴谷地区活性化推進協議会	使用料	あり	農業水産課
5	大曾公園 ・グリーンスポーツセンター	公募	岩間造園(株)	利用料金	あり	都市計画課
6	市民文化会館	公募	(株)ケイミックスパブリックビジネス	利用料金	あり	生涯学習SP課
7	中央公民館					
8	青海市民センター	公募	TRC・アクティオ・ 鹿島建物グループ	利用料金	あり	生涯学習SP課
9	南陵市民センター					
10	市立図書館			-		
11	常滑公園(市体育館)	公募	コニック(株)・ (株)スポーツマックス共同体	使用料	あり	生涯学習SP課
12	温水プール	公募	コニック(株)・ (株)スポーツマックス共同体	利用料金	あり	生涯学習SP課
13	りんくう海浜緑地 (H28～H30)	公募	りんくうビーチ運営共同事業体	利用料金	あり	都市計画課

(※)「使用料」は市の収入、「利用料金」は指定管理者の収入とするもの。

3 方針

本市では、これまで「民間ノウハウの積極的な活用」を基本方針として指定管理者制度を導入してきたが、今後、施設老朽化への対応や施設総量の最適化を図るため施設の在り方や運営形態を変える必要があることから、各施設の状況に応じて柔軟に対応しつつ、民間ノウハウを活用した効率的かつ効果的な施設管理を行うことを基本方針とする。

(1) 基本的な考え方

【基本方針】

民間ノウハウの活用による、効率的かつ効果的な施設管理

【目標】

- サービスの維持・向上
- 施設利用者の増加
- 指定管理料の適正な見直し

(2) 指定管理者の募集

指定管理者の募集は**原則、公募**とする。ただし、次の場合には、指定管理者を公募によらず、任意に指定できることとする。

- ①近い将来、廃止、譲渡、大規模改修、運営形態の変更などを予定している又は検討されている場合
- ②市の要請により当該施設の管理運営を行うため設置された団体等を指定管理者とする場合
- ③特定の市民団体・関係団体等を任意指定することが、施設の管理上、最適であると客観的に認められる場合
- ④その他、何らかの緊急性がある場合等、非公募とすることに合理的理由がある場合

(3) 指定の期間

指定管理者の指定期間は、サービス継続性の確保、継続管理によるスケールメリットを活かした計画的な管理運営、事務の効率性などを考慮し、**原則、5年間**とする。

(4) 業務の範囲

各所管課において、施設毎に指定管理者が行う業務の内容を定める。

(5) 利用料金制

条例で規定する施設利用料等について指定管理者の収入とする「利用料金制」については、指定管理者にとってインセンティブが働くこと等から、**原則、導入**する。

(6) 自主事業

指定管理者のノウハウや経営努力を最大限に発揮させるため、指定管理者による「自主事業」(※)についても**原則、導入**する。

※「自主事業」

指定管理者が費用や責任を負う中で、講座、イベント、物販等を実施し、その参加費や売上等については指定管理者の収入とすること。これにより、効果的な施設利用や市が支払う指定管理料の削減が期待できる。

4 対象施設について

(1) 平成31年度以降も指定管理者制度を継続する施設（4施設）

No.	分類	施設名	選定方法 (任意理由)	料金の取扱い	自主事業	担当課
1	観光施設	観光プラザ	任意 ③	利用料金	あり	商工観光課
2	農業施設	小脇公園	任意 ②	使用料	あり	農業水産課
3	公園施設	大管公園 ・グリーンスポーツセンター	公募	利用料金	あり	都市計画課
4	体育施設	常滑公園(市体育館)	公募	使用料	あり	生涯学習SP課

(2) 平成31年度以降は条件を変えて指定管理者制度を継続する施設（9施設）

No.	分類	施設名	選定方法 (任意理由)	料金の取扱い	自主事業	担当課	その他変更事項
1	観光施設	登窯広場	公募	-	あり	商工観光課	一体的管理
2	観光施設	廻船問屋瀧田家		利用料金			
3	公園施設	りんくう海浜緑地	公募	利用料金	あり	都市計画課	・指定期間 3→5年 ・管理範囲の拡大
4	体育施設	温水プール	任意 ①	使用料	あり	生涯学習SP課	指定期間 5→2年
5	文化施設	市立図書館	任意 ①	-	あり	生涯学習SP課	指定期間 5→1年
6	文化施設	青海市民センター		利用料金			
7	文化施設	南陵市民センター		利用料金			
8	文化施設	市民文化会館	任意 ①	使用料	あり	生涯学習SP課	指定期間 5→1年
9	文化施設	中央公民館		利用料金			

5 指定管理者制度の導入手続

(1) 基本手続

- ①施設の管理方針の決定
- ②指定管理者の募集・申請
- ③指定管理者候補者の選定
- ④設置管理条例の制定・改正
- ⑤債務負担行為の設定
- ⑥指定管理者の指定
- ⑦協定の締結
- ⑧指定管理者による管理の開始
- ⑨業務の検証等

(2) 基本スケジュール ※スケジュールの詳細は施設・選定方法等によって一部異なる場合あり

時 期	スケジュール	
30年度		
6月	・募集要項・仕様書等の検討、確定	
公募	7月	・募集要項配布開始
	8月	・説明会開催 ・質問書の受付～回答 ・事業者から申請書の提出
	9月	・選定委員会の開催
選定	10月	・候補者の内定、結果通知
	11月	・関係議案の作成
指定・準備	12月	・【市議会定例会】 ①指定管理者の指定に係る議決 ②債務負担行為
	31年 1月	・指定通知の送付・告示
	3月	・基本協定書、年度協定書の締結手続 ・事務の引継
実施	31年度 4月～	・新指定管理者による施設管理開始
	毎年度末	・事業報告、評価